

第1 請求の内容

1 請求人

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

2 請求書の提出

令和4年5月23日

3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書、補正書及び陳述の内容から次のとおりであると解した。なお、原文は、末尾に掲載した。

(1) 請求の趣旨

ア 令和4年1月18日午前7時頃にクリーンセンター第1工場（以下、「第1工場」という。）において発生した火災（以下、「本件火災」という。）により損傷した第1工場の復旧に係る修繕費（以下、「復旧修繕費」という。）について、本来であれば、本件火災の原因を究明した上で、第1工場の管理委託業務を市が委託している業者（以下、「委託業者」という。）と市との責任割合に応じた負担とすべきところ、本件火災の原因が究明されないまま、市が復旧修繕費を全額負担することは、違法・不当である。

イ 第1工場の復旧については、必要な経費すべてを計上し速やかに補正予算を組んで行うべきである。復旧修繕費を令和3年度と令和4年度の2か年に分けることは、第1工場を長期間に渡り停止することにもなり経費が増大する。

ウ 令和3年度の復旧修繕費について、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約の金額（予定価格1億5,000万円以上）（以下、「条例に規定する金額」という。）とならないようにしたこと、議会の承認を得ずに財源として予備費を充用したこと及び議会へ本件火災の報告をしなかったことは議会軽視に当たる。

エ 本件火災により第1工場の焼却炉が停止していることから、第1工場へ持ち込まれたごみは、クリーンセンター第2工場（以下、「第2工場」という。）の焼却炉にて処理されている。このような状況に鑑みれば、適正に稼働している第2工場を再整備する必要はない。

(2) 措置要求

市長に対し、本件火災原因を究明し委託業者に本件火災の責任割合に応じた復旧修繕費を負担させること、第2工場の再整備を見直すことを要求する。

第2 要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年6月22日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述を行った。なお、追加の証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

本件火災の原因を究明せず復旧修繕費を市が全額負担すること、当該復旧修繕を令和3年度と令和4年度の2か年に分けて実施すること、また、令和3年度の復旧修繕費を条例に規定する金額とならないようにしたことが違法・不当な公金の支出と認められるか否かについてを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。請求人は、本件火災に係る報告が議会へなされなかったことは議会軽視に当たると主張し、また、第2工場の再整備を見直すことを求めているが、これらは財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることができる措置に該当しないことから監査の対象とはならない。

3 監査対象部局調査

本件請求に係る事務を執行した、環境部の職員（環境部長、クリーンセンター所長等）に対して説明を求め調査を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事実

環境部への調査及び関係資料により、次のとおり確認した。

(1) 第1工場及び第2工場の概要について

	第1工場	第2工場
しゅん工	平成3年2月	平成14年9月
処理能力	焼却炉 130t/日 2基 破砕機 65t/5h 1基 せん断破砕機 1t/h 1基	焼却炉 140t/日 2基 溶融炉 40t/日 2基 (平成29年4月より休炉中) 破砕機 45t/5h 1基 リサイクル 缶 8t/5h 1基 びん 14t/5h 1基 ペットボトル 3t/5h 1基
処理内容	市民の持込ごみ	収集ごみ、事業系一般廃棄物

第1工場は第2工場の補完的施設として運用されている。第1工場の焼却炉は、市民の持込ごみがごみピット（ごみを集積する場所）にある程度堆積したとき及び第2工場のメンテナンスの際に稼働しており、年間の稼働日数は約60日程度であった。なお、本件火災発生後、第1工場は市民の持込ごみの受入停止をしていたが、令和4年3月1日より市民の持込ごみの仕分けスペースとして再開し、市民から第1工場へ持ち込まれたごみはトラック等を使用して第2工場へ搬出され、処理が行われている。

(2) 第1工場の防災体制について

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項及び第36条に基づき防火・防災管理者の選任がされており、クリーンセンター消防計画（以下、「消防計画」という。）が作成されていた。消防計画に基づき、消防訓練や消防用設備等の法定点検が実施され、また、火災等災害発生時に被害を最小限に止めるための自衛消防隊が設置されており、自衛消防隊の編成と任務には、クリーンセンターの職員の任務のみならず、委託業者がなすべき任務（通報連絡や初期消火など）や連絡体制についても定められていた。

イ 火災予防について、破砕設備稼働時にごみピットに溜まる破砕可燃物への10分間の放水やごみピットに熱感知カメラを設置するなどの自主的な対策を講じていた。

(3) 本件火災における委託業者等の対応について

ア 本件火災当日の委託業者の勤務体制は、A班長、B班員、C班員、D班員の4名であった。

イ 本件火災発生前から鎮火までのクリーンセンター職員、委託業者、春日井市消防本部（以下、「市消防」という。）の対応については、次のとおりであった。

令和4年1月18日

本件火災発生前

- ① B班員がごみクレーンでごみピット内のごみの積替え作業を開始。A班長は事務室において報告書等の作成。C班員及びD班員は中央制御室においてモニターで監視業務に従事。

本件火災発生後

- ① B班員がごみの積替え作業中に発煙に気付く。中央制御室に連絡。連絡を受けたC班員はA班長に連絡。A班長は中央制御室に戻り、監視モニターで現状を確認。A班長はB班員に初期消火、C班員に1階プラットホームの状況確認、D班員に中央制御室での待機を指示。
- ② A班長とB班員は初期消火のため、ごみピット上部のホッパーステージから屋内消火栓による放水準備に取り掛かるも、煙の充満により放水を断念。A班長は市消防へ通報。
- ③ A班長は第1工場所長（委託業者）へ報告。第1工場所長より市クリーンセンター職員へ火災の連絡。
- ④ 市消防到着。消火活動開始。
- ⑤ クリーンセンター所長を隊長とした自衛消防隊本部を設置し、消火状況の把握、市消防への情報提供、協力を指示。
- ⑥ 泡消火により煙が収まり、市消防による消火活動が一旦終了。市消防の1部隊が残り、継続して監視。再び煙が出始め、市消防による消火活動を再開。

令和4年1月19日

- ① 市消防による消火活動継続。
- ② ごみピットに水を貯める方法や高さを決め、水位を一時間ごとに確認することに決定。

令和4年1月20日

- ① ごみピットに水を貯める高さに達したため、市消防による放水を終了。市消防が30分間隔でごみピット内を確認。
- ② 煙が確認されたため、市消防が泡消火活動開始。
- ③ 火勢鎮圧。市消防は一旦撤退するが、3時間ごとに状況確認のため来場（21時、24時、3時、6時 異常なし）。

令和4年1月21日

①市消防が鎮火宣言（午前8時18分）。自衛消防隊本部を解散。

委託業者は、本件火災発生前は、クリーンセンター運転管理業務委託契約（以下、「本件委託契約」という。）に基づきごみの積替え作業などを実施していた。また、本件火災発見時は、市が定めた緊急事態対応手順書にのっとり初期消火活動や市消防への通報等を行っていた。

(4) 本件火災の出火原因について

市消防の火災原因判定書によると、ごみクレーンの操作中にごみピット内のごみに含まれていたリチウムイオン電池に外力を与え破壊したことによって発煙発火し、ごみピット内の可燃ごみに着火し拡大したものと推測されるも、ごみピット内は見分が困難であり、目撃証言もなく、物的証拠に欠けるため、火災の原因物は不明とされていた。なお、本件火災後、第一発見者である委託業者に対し、警察による事情聴取が行われたが、警察から市への問い合わせも特段なかったことから、本件火災において事件性はないと市は判断している。

(5) 第1工場に係る本件委託契約について

ア 本件委託契約によると、災害対策及び緊急事態発生時の委託業者の対応として、①クリーンセンターで定める予防規定等を遵守するとともに、市及びクリーンセンターで定める災害対策に協力すること、②地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと、③緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、市に通報すること、④緊急事態発生時の対応措置については、書面で速やかに市に報告することとなっている。

本件火災において、委託業者は定められた手順書のとおり初期消火活動、市消防への通報及び市担当者への連絡を行っており、対応措置について書面により市への報告を行っていた。

イ 市と委託業者との費用負担を含む責任の所在について、契約書等に火災により施設に損傷が発生した場合に関する特段の規定はなかったものの、業務の履行上、委託業者の業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故を発生させた場合は、直ちにその状況を報告するとともに、すべて委託業者の責任において処理をする旨の規定が定められていた。

ウ 本件火災後の第1工場に係る委託業務について、第1工場への持込ごみの受入れ再開に伴う焼却炉の稼働はなかったものの、ごみピット内のごみの再火災の確認のための監視体制強化、放水を実施する市消防のサポートや放水により発生した排水の処理などの業務が増加した

ため、本件委託契約の変更は必要ないと市は判断していた。

(6) 第1工場の本件火災の復旧に係る支出について

ア 令和3年度に執行されたクリーンセンター第1工場設備緊急修繕（以下、「令和3年度緊急修繕」という。）について

- (ア) 市民の持込ごみの受入れの早期再開を目指し、本件火災により損傷した設備の稼働に必要となるごみクレーン給電ケーブル取替やごみの持ち込みスペースであるプラットホームの清掃などが実施されていた。
- (イ) 積算については、クリーンセンター点検補修工事積算マニュアル及び廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づき行われていた。
- (ウ) 予算措置について、春日井市会計規則（平成9年春日井市規則第11号。以下、「会計規則」という。）第18条に基づき、市長が決定の上、財源として予備費が充用されていた。
- (エ) 当該緊急修繕に係る契約については、緊急の必要により競争入札に付することができないため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定により、1者随意契約を締結することとした。
- (オ) 春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号。以下、「契約規則」という。）等にとり、令和4年1月18日に工事請負契約（契約金額143,000,000円）が締結され、同年3月1日に工事請負変更契約（変更契約金額142,623,800円）が締結されていた。また、令和4年3月31日にしゅん工検査に合格し、契約書及び請求書に基づき、同年5月20日に変更契約金額全額を契約相手方に支払っていた。
- (カ) 令和3年度緊急修繕の他にも本件火災の復旧に係る支出が令和3年度において5件あったが、くすぶりが間断なく見られたことによるごみの積替え作業等応急的な対応によるものであり、いずれも契約規則に基づき契約が締結されており、また、会計規則に基づき支出が行われていた。

イ 令和4年度補正予算にて実施予定の本件火災に係る修繕（以下、「令和4年度復旧修繕」という。）について

- (ア) 本件火災により損傷した設備を本格的に復旧するため、火害調査の結果から修繕範囲を決定し、その修繕内容を、可燃ごみクレーン、ホッパーレベル計、せん断式破砕機、躯体補修、雨水・防水設備、照明・硝子・塗装・内装・電気等設備、自動火災報知設備、消火設備としていた。

- (イ) 予算措置については、令和4年第4回市議会定例会（6月議会）に令和4年度一般会計補正予算案として提出され、7月5日の本会議において全会一致で可決されていた。なお、令和4年度当初予算には、本件火災の復旧に関係した経費は計上されていなかった。

2 判断

確認した事実等に基づき、本件火災の原因を究明せず復旧修繕費を市が全額負担すること、当該復旧修繕を令和3年度と令和4年度の2か年に分けて実施すること、また、令和3年度の復旧修繕費を条例に規定する金額とならないようにしたことについて、財務会計上違法・不当であるという主張について次のとおり判断する。

(1) 復旧修繕費を市が全額負担することについて

「第4監査の結果 1 確認した事実」（以下、「1 確認した事実」という。）(2)アによると、クリーンセンターでは消防法第8条第1項及び第36条に基づき防火・防災管理者の選任がされており、消防計画が作成され、市消防へ届出がされていた。消防計画に基づき、消防訓練や消防用設備等の法定点検が実施されていたこと、火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、委託業者を含めた編成の自衛消防隊が設置され、初期消火活動や通報連絡などの体制が整えられていたこと、本件委託契約に基づき消防設備等の月例点検が実施されていたこと、また、「1 確認した事実」(2)イによると、火災を未然に防ぐため、破碎設備稼働時にごみピットに溜まる破碎可燃物への10分間の放水実施やごみピットへの熱感知カメラ設置などの自主的な対策が講じられていたことから、第1工場の防災体制は適切なものであったといえる。

本件火災当日、「1 確認した事実」(3)ア及びイによると、委託業者は本件委託契約に基づきごみクレーンを使用したごみの積替え作業などの業務を適切な人員配置と方法で行っており、また、本件火災発見時には、自衛消防隊として求められている初期消火活動や市消防への通報など市が定めた緊急事態対応手順書にのっとり、委託業者が行うべき任務を果たしていたと認められる。

「1 確認した事実」(4)によると、本件火災の出火原因については、持込可燃ごみの中に混入したりチウムイオン電池等の発火性危険物によるものである可能性が考えられるが、ごみピット内は見分が困難であり、目撃証言もなく、物的証拠に欠けるため、市消防は火災の原因物は特定できず不明とした。

本件委託契約においては、「1 確認した事実」(5)イによると、火災によ

り施設に損傷が発生した場合における市と委託業者との責任の所在についての規定はないものの、業務の履行上、委託業者の故意又は過失に起因して事故等が発生した場合はすべて委託業者が責任を負うものとされている。

本件火災時におけるごみの積替えに伴うクレーン作業については、クレーン運転士以外に中央制御室において他の2名が作業を監視していたこと、また、本件火災発生後に警察による捜査も行われていないことから、本件火災について、委託業者の故意又は過失に起因したものとまではいえず、市が委託業者に責がないと判断したことは妥当性を欠くものとは認められない。

よって、復旧修繕費を市が全額負担することについて違法性・不当性は見受けられない。

(2) 当該復旧修繕を2か年に分けて実施することについて

普通地方公共団体が締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる限定的な契約方法である。市では、随意契約をする場合の運用をより適切なものとするため、随意契約ガイドラインを作成しており、同項第5号の適用に際して重要なことは「緊急」の必要があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」こととしている。最高裁判決（昭和62年3月20日第二小法廷）によれば、同項第5号は「天災地変等の予見不可能な非常緊急の事態が発生したことにより競争入札に付するいとまがない場合であって、競争入札に付するときは契約の目的を達成することができないときをいうものと解され、これに該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々の具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものである」とされている。

令和3年度緊急修繕については、本件火災による被害状況が判然としないうち、市民の持込ごみの受入停止が継続することは重大な市民生活への影響が生じるおそれがあるとして、市民生活への影響を最小限に抑えるため市民の持込ごみの受入れの早期再開を最優先とし、同項第5号の「緊急の必要のため競争入札によることができないとき」に該当する緊急の対応を行なうものであることが確認でき、令和3年度緊急修繕を実施することとした判断が裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

また、「1 確認した事実」(6)ア(ア)及び(イ)によると、令和3年度緊急修繕は、市民の持込ごみの受入れ早期再開を果たすため、本件火災による被害によりごみクレーンが動かなくなった原因と考えられる給電ケーブルの取替や市民がごみを持ち込むプラットホームのすす汚れや臭気の清掃・除去など現に必要なと認められる修繕内容とし、クリーンセンター点検補修工事積算マニュアル及び廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づき積算されていたことが確認でき、令和3年度緊急修繕を条例に規定する金額とならないようにする作為的な行為は認められなかった。

加えて、「1 確認した事実」(6)ア(ウ)、(エ)及び(オ)によると、令和3年度緊急修繕は、会計規則等に基づいた適正な手続きにより、予算措置がなされ、契約の締結及び支出が行われていたものと認められる。

次に、令和4年度復旧修繕は、「1 確認した事実」(6)イ(ア)によると、本件火災により損傷した設備を本格的に復旧するため、火害調査の結果から修繕範囲の決定をしたものであることから、令和3年度緊急修繕と重複した修繕内容は見受けられないことが確認できる。

さらに、「1 確認した事実」(6)イ(イ)によると、市長が令和4年第4回市議会定例会に提出した、令和4年度復旧修繕を含む令和4年度一般会計補正予算案については、同年7月5日の本会議において全会一致で可決されていることから、議会の了承が得られていたことが確認できる。

よって、令和3年度緊急修繕は早期再開に必要な最小限の内容で実施されたものであり、また、令和4年度復旧修繕は火害調査を踏まえて計画されたものであることから、当該修繕が複数年に渡り実施されることは、合理的で適切な判断に基づくものであり、違法性・不当性は見受けられず、適正な予算の執行であるといえる。

以上のことから、本件火災に係る違法・不当な支出は認められない。

3 結論

本件請求のうち、本件火災の原因を究明せず復旧修繕費を市が全額負担したこと、当該復旧修繕を2か年に分けて実施すること、また、令和3年度緊急修繕を条例に規定する金額とならないようにしたことについて、財務会計上違法・不当であるという請求人の主張には理由がないと認められるので、これらを棄却する。また、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。

4 意見

本件請求における監査委員の結論は以上のとおりであるが、今回の監査をとおして次の意見を申し添えることとする。

第2工場再整備については、ごみ処理施設の規模適正化及び老朽化対策を目的に実施されるものであるが、市民生活に影響が及ばないようごみの安全かつ安定的な処理を最優先としつつ、環境保全やエネルギーの有効利用等に十分配慮し、さらには、今後とも社会情勢等の変化に目を向け、有効かつ経済的な施設整備に努められたい。

春日井市職員措置請求書

令和4年5月23日

春日井市監査委員 様

〇〇〇〇

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

住民監査請求

下記、4項目により住民監査請求をします。

1. クリーンセンターの火災原因の調査
火災の原因、処理により委託業者と行政の責任割合が決まる為
2. 火災復旧の予算を2年度に分けた理由
復旧が長期に渡り負担が増為
3. 火災報告について議会の内容について
議会の軽視
4. クリーンセンター第2工場整備計画について
適正に管理され整備が必要ない為

令和4年6月1日

(宛先) 春日井市監査委員

請求人住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

補正書

1 火災の原因究明により、行政の責任者及び業務委託業者が対象

2 ①令和4年1月18日午前7時に発生した火災の原因究明がされていない。

②火災原因の究明により復旧工事費の負担割合を定める為。

③令和4年1月18日午前7時、春日井市クリーンセンターでの火災に起因。

④復旧工事費の支出

3 ① } ごみ焼却炉の停止の為
② } ごみ焼却炉の停止と復旧工事の増

4 ① } 1億5千万円以上の工事請負契約は議会の同意があるのに数億の復旧工
事費に係るのに、2年度に渡って復旧工事を計画するのか。
② } これは議会軽視にあたる。
③ }

5 ①第1工場（ごみ焼却炉）が火災により停止している為に第2工場（ごみ焼却炉）で焼却されているとすれば、なぜ適正に稼働している第2工場の整備は必要がない為

6 行政監査により、火災原因、責任の有無、復旧工事の方法等が明らかになります。

地方自治法第242条第1項により必要な措置を請求します。